

\ 企業の成長とウェルビーイング^{*}の実現に向けて /

通年募集開始 「とやま女性活躍企業」募集中!



「とやま女性活躍企業」認定制度ロゴマーク

一人ひとりが自分らしく生き、活躍することができる富山県を創るために、「とやま女性活躍企業」を認定しています。性別にかかわらず誰もが輝ける社会を、一緒に目指しませんか？

※ウェルビーイング (well-being) : 身体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態。「真の幸せ」

認定のメリットは？

- ・企業HPや名刺にロゴマークが使用できます。
 - ・県HPや就活ラインとやま等で、認定企業をPRします。
 - ・県主催の就職説明会や就職支援イベント等へ優先参加できます。
- 「選ばれる企業」としてのブランド力が向上し、優秀な人材の確保に繋がります。

詳細はこちらから



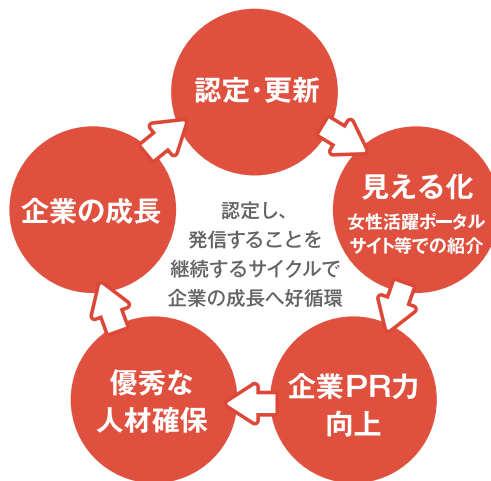


女性活躍推進には、企業価値の向上、さらなる成長への好循環など、 企業経営のメリットがたくさんあります！

「とやま女性活躍企業」認定制度とは

企業の成長とウェルビーイングの実現に向けて、女性が活躍する県内企業等を県が認定し、広く公表する制度。

中小企業等において女性が活躍しやすい職場づくりを後押しするとともに、「選ばれる企業」としてのブランド力向上と優秀な人材確保を支援します。



女性活躍推進による企業経営のメリット

1. 新商品・サービス開発
2. 業務の効率化・生産性向上
3. 優秀な人材確保・定着
4. 企業価値の向上、さらなる成長へ好循環

対象企業等

県内に本社または事業所があり、常時雇用する労働者を有して事業活動を行う法人、団体、組合等

認定基準

① 女性の管理職比率	直近の事業年度において、管理職に占める女性労働者の割合が 産業ごとの全国平均値以上 であること
② 時間外労働等の時間数	雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が、直近の事業年度の 各月ごとに全て45時間未満 であること
③ 女性活躍推進に向けた取り組み	以下の項目について、具体的な取り組みを 1つ以上行っていること ・制度や環境の整備 ・意識改革 ・活躍分野の拡大 ・その他、女性の活躍のための独自制度等の実施

・認定の有効期間は、認定した日から3年間（更新可能） ・認定企業は、1年毎にとやま女性活躍企業状況報告書（様式第4号）を提出していただきます。

その他の要件

- ① 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に定める一般事業主行動計画の策定・労働局への届出・公表
- ② 当期純利益が直近3事業年度のうち1事業年度以上で黒字
- ③ 過去3年間に於いて女性活躍推進法や労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法などの関係法令に違反する重大な事実がない
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に定める暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していない
- ⑤ 認定基準及び、前①②について県の研修を受講した社会保険労務士等による確認を受けている（「確認者」の一覧を県HPに掲載しています）

提出先

富山県商工労働部
 多様な人材活躍推進室働き方改革・女性活躍推進課
 〒930-8501 富山市新総曲輪1-7 県庁東別館2階
 TEL.076-444-3328 MAIL.atayonajinzai@pref.toyama.lg.jp

